

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 保健所地域保健課	番号 12
審査基準	許認可等の内容	死体保存の許可	
	根拠法令及び条項	死体解剖保存法第19条第1項	
	関係条項		
	基 準 (未設定の場合は その理由)	死体保存の目的は、前2条との比較から「医学の教育又は研究のため」に限定される。 又保存しようとする者についても、前2条との比較から、死体保存につき学識を有する者であること。 法第20条により、死体の取扱に当たっては、特に礼意を失することがないよう注意が必要である。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 6日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)	